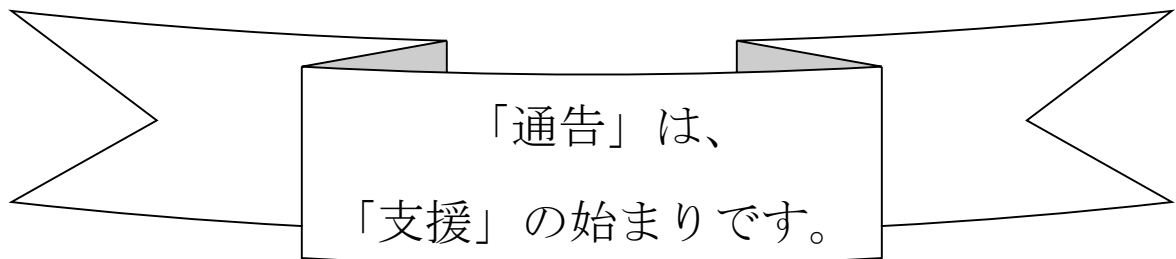


熊本市こども虐待防止ハンドブック



熊本市



「通告」は、
「支援」の始まりです。

このハンドブックは、日頃から地域などで子どもと関わる機会が多い関係機関の方々に活用していただくことにより、子どもの虐待を早期に発見し、早期に対応を図るために作成しています。

は じ め に

熊本市では、平成12年10月に県中央児童相談所、警察署、民生委員・児童委員協議会及び市関係各課など35関係機関からなる「熊本市児童虐待防止ネットワーク連絡会」を立ち上げ、その後、平成18年6月には同ネットワークを改編し、37構成機関からなる「熊本市要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」という。）を設置しました。以降、要対協では、虐待を防止するための様々な活動を展開し、要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を行ってきました。

本ハンドブックは、平成25年9月に東区で発生した当時15歳の児童の一部白骨化した遺体が見つかるという事例を重く受け止め、再発防止策の一つとして、関係機関のより一層の連携を図り、虐待等に迅速かつ適切に対応できるよう平成27年3月に作成されたものです。

その後、およそ9年が経過し、その間も虐待防止への取組については、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律が改正されてきたことを受け、今般、本ハンドブックの内容を見直し、児童福祉に携わる関係機関が虐待対応を行う際の指針としてより分かりやすいものとなるよう改訂を行いました。

虐待防止、早期発見・早期対応等、的確な支援のためには、こどもに関わる多くの関係機関の皆様の協力が必要不可欠です。すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本市一丸となってこどもが安心・安全に暮らせる地域を作り上げるために、今後のさらなる連携強化をお願いするとともに、適切な支援のために本ハンドブックを役立てていただければ幸いです。

令和7年（2025年） 4月

熊 本 市

目 次

はじめに

【基礎編】 こども虐待について

第1章 こども虐待をめぐる動向

- 1 法改正の動き 1
- 2 本市の取組 3

第2章 こども虐待の基本的理解

- 1 こども虐待とは 5
- 2 こども虐待の要因 7
- 3 虐待のこどもへの影響 9

第3章 要保護児童対策地域協議会について

- 1 要保護児童とは 11
- 2 熊本市要保護児童対策地域協議会 11
- 3 熊本市要保護児童対策地域協議会の仕組み 13

【対応編】 通告から対応までの流れ

第1章 こども虐待の早期発見と対応

- 1 こども虐待の発見・観察のポイント 17
- 2 発見時の対応 19
- 3 通告時のポイント 22
- 4 虐待の相談と通告先 25
- 5 保育所・学校等の場合 27
- 6 医療機関等の場合 29

第2章 区・児童相談所における通告後の対応

- 1 区・児童相談所の動き 31
- 2 区の役割・機能 34

3 児童相談所の役割・機能	36
---------------------	----

付録 こども虐待の予防と支援

1 子育てに関する情報提供	40
2 妊娠・出産・子育てに関する手続き、相談先について	40
3 子育て応援アプリ	40
4 参考文献	41

<資料編>

資料 1 個別ケース検討会議役割分担表	1
資料 2 こども虐待連絡メモ	2
資料 3 リスクアセスメントシート	3
資料 4 熊本市要保護児童対策地域協議会要綱	4
資料 5 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から児童相談所、 区役所保健こども課への定期的な情報提供に関する取扱要領	10
資料 6 熊本市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱	17

第1章 こども虐待をめぐる動向

1 法改正の動き

こども虐待に関わる事件は後を絶たず、全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、集計を開始した平成2年度から増加の一途をたどっています。児童相談所による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町村の身近なネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法改正では、市町村も虐待通告先として位置づけられました。その後も、関係法令等が改正され、引き続きこどもの虐待防止対策の強化や支援体制の整備等が図られています。

ここでは、児童福祉法等の関係法令の改正経過と主な内容をまとめています。

■ 関係法令の改正経過と主な内容

- 平成12年5月 児童虐待防止法の成立
 - ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
 - ・住民の通告義務 等
- 平成16年10月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置する事等も対象）
 - ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
 - ・市町村の役割の強化（相談対応を明確化し、虐待通告先に追加）
 - ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等
- 平成20年3月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・国及び地方公共団体の責務の強化（医療の提供体制の整備、重大な被害を受けた事例の分析等の追加）
 - ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
 - ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
 - ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
 - ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 等
- 平成21年4月 児童福祉法の改正
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化及び努力義務化
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（協議対象を特に支援が必要である児童やそ

の保護者、妊婦に拡大。調整機関に一定の要件を満たす者を配置)

- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

○ 平成 24 年 4 月 民法の改正

- ・親権停止（2 年以内）制度の新設
- ・親権喪失制度の要件見直し
- ・施設長等の権限と親権との関係の明確化
- ・複数の未成年後見人を選任することが可能となる 等

○ 平成 24 年 4 月 児童福祉法の改正

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

○ 平成 28 年 5 月 児童福祉法の改正

- ・児童の福祉を保障するための原理の明確化
- ・家庭養育優先の理念等を規定
- ・親権者によるしつけを名目とした虐待の防止を明記
- ・子育て世代包括支援センターの法定化
- ・市区町村において児童等に対する必要な支援を行うための支援拠点の整備
- ・児童相談所の体制強化 等

○ 平成 29 年 6 月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与の強化
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・体罰禁止を明記
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

○ 令和 4 年 6 月 児童福祉法の改正

- ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

○ 令和 4 年 1 2 月 民法の改正

- ・懲戒権に関する規定を削除
- ・監護・教育において子の人格の尊重等を旨とする規定を新設

2 本市の取組

- 平成 20 年 4 月、子育てしやすく、こどもたちの健やかな成長を見守る環境づくりに一体的かつ総合的に取り組むために子ども未来局を創設し、要保護児童対策室（児童相談所の開設準備、こども虐待の防止等）、熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）に子ども総合相談室（育児、成長発達、不登校などこどもに関する相談、子ども・若者総合相談センター）、子ども発達支援センター（発達に関する相談、初期の療育等）を設置しました。
- 平成 22 年 4 月、こども虐待対応に関する専門の機関として熊本市児童相談所を開設、平成 24 年 4 月には本市の政令指定都市移行とともに、各区に保健子ども課が新設され、要保護児童対応を専任とするチームを設置しました。
- 平成 28 年 4 月、同チームを「児童支援班」に改編し、体制を強化しました。児童支援班は、こども虐待のハイリスク者や要保護児童等に関する他機関との情報共有、訪問等のアプローチなど、これまで母子保健で培ったスキルを虐待予防に活用し支援を実施してきました。また、同年からは、妊産婦や乳幼児等に対して、切れ目ない支援を提供するために「子育て世帯包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況把握、専門家による相談対応、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行ってきました。その他、保健子ども課内では、児童支援班の他、妊婦健診を主に担当する健康増進班、校区担当保健師が地域の母子保健活動を担当する地域健康班、子ども医療費・児童手当・児童扶養手当・保育所入所手続き等を行う子ども班を設置しており、これまで幅広い行政情報を活用しながら支援を行ってきました。
- 令和 2 年 4 月、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担うため、児童支援班のさらなる体制強化を行い、各保健子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。合わせて、地域のこども、家庭の福祉の向上を図ることを目的として「児童家庭支援センター」を設置し、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、区役所の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行っています。その他、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等、総合的な取組を行っています。
- 令和 5 年 4 月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ること

ができる社会の実現を目的にこども基本法が公布されました。本市においても家庭や地域とともに切れ目のなく子育てを支援し、こどもの最善の利益を確保することを目的として「こども局」が創設されました。また、同法の中で、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者』と新たに定義されたことを受け、市の組織や公の施設、会議体等の名称等に使用されている「子ども」「子供」の表記についても「こども」へ統一されました。

- 令和6年4月、令和4年児童福祉法改正を受けて、保健こども課内に「こども家庭センター」を設置しました。これまで同課内に設置していた「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、より一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

第2章 こども虐待の基本的理解

1 こども虐待とは

虐待は、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える、こどもに対する最も重大な権利侵害になります。虐待の対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「こどもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。保護者の意図の如何によらず、こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきです。たとえ、保護者が子育てに一生懸命であったとしてもこども側にとって有害な行為であれば虐待になります。

また、令和4年に改正された民法において、① 親権者による懲戒権の規定を削除するとともに（民法 822 条）、② 親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする（民法 821 条）と規定されたことにも留意することが必要です。

（1）こども虐待の定義

児童虐待防止法においては、殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義しています。

児童虐待防止法（令和4年法律第 104 号）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。